

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

**新型コロナ対策（資金繰り）**

**経営改善貸付（マル経融資）**  
**（利下げ・実質無利子・既存借入れの借換え等、別枠の支援策が拡充）**

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.21% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

**【推薦要件】**

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

**【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】**

- ・ご利用いただける方は、上記推薦要件に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方となります。
- ・マル経利率-0.9%（現在0.31%）は、融資後3年目まで、据置期間の延長（1年→3～4年）、既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した小規模事業者に対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
（東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳）  
この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

**資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会  
・感染症対策のため、当面の間、休止となります
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）  
・7月13日（火） ・8月10日（火）

<当所経営指導員（柳・真野・近藤）までご予約をお願いいたします。>

**上期源泉税相談会開催**

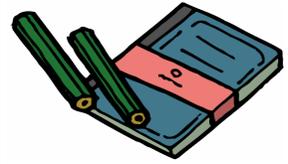
**【事前にご予約をお願い致します。】**

専従者や従業員に給料を支給している青色事業者のうち、納期特例の適用を受けている方々を対象に、源泉所得税の事務相談会を開催いたします。

○日 時：7月5日(月)・7月6日(火)  
9:00～12:00 / 13:00～16:00

○会 場：新津商工会議所 3F会議室  
○対 象：新津地域で個人事業を営む方 ※税理士関与の方はご遠慮下さい。

- 持参するもの：①給与支払明細書  
②一人別源泉徴収簿※参考までに令和2年度分もお持ち下さい  
（令和3年1月～6月の上期分を記入してきて下さい）  
③源泉所得税納付書  
（令和2年分郵送時に同封の印字されたもの）



※三密を回避するために、予約制にさせていただきます。  
ご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

○主 催：新津商工会議所 / 新津中小企業相談所  
○共 催：新津青色申告会

**宅建協会不動産相談会のお知らせ**

不動産に関する、ご相談に専門相談員が親切丁寧にお答えいたします。

日 時：令和3年7月4日（日）10時～16時

新津会場：越後天然ガス 新津ショールーム  
新潟市秋葉区新津4473-1（TEL：0250-24-2171）  
※無料相談・秘密厳守 ※事前予約優先。当日受付も可能

主 催：公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会  
<お問い合わせ先>

公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会  
TEL：025-247-1177 FAX：025-247-0131

**新型コロナ対策（減免）**

**国民健康保険料等の減免制度について**

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となる場合があります。

**世帯の主たる生計維持者について**

- ・事業収入等のうち、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ・前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ・収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

前年所得に応じて国民健康保険料等が2/10～10/10減免されます。

申請受付期限は令和4年3月31日まで。（申請書類等一式は当所窓口にもあります）

【問い合わせ先】・国民健康保険料等 新潟市保険料減免コールセンター 025-226-2633


**新津商工会議所** No.420-2 2021年6月22日  
**CCI EXPRESS** TEL:22-0121 FAX:25-2332  
 メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

**新津商工会議所**  <http://niitsu.or.jp/>  
**新型コロナウイルスに関する支援情報更新中！**

<45店舗掲載！> <http://niitsu-takeout.com/>  


 多くの皆様のご協力に感謝申し上げます。

### 新潟県 事業継続支援金（飲食関連事業者等）

飲食店の売上減少により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者等に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

①県内で単独店舗又は事業所を 経営する事業者 <b>20万円</b>	②県内で複数店舗又は事業所を 経営する事業者 <b>40万円</b>
--	--

**対象者：**県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供し、県内に本社又は本店を有する法人又は個人  
 (タクシー事業者・自動車運転代行業者を含む：飲食店は対象外)  
 ※「直接」とは、飲食店に対して他の事業車を介さず、自社で県内飲食店に直接納品して金銭の授受を行っていることをいいます。

**支給要件：**事業者全体の売上高について、令和2年12月～令和3年8月までの期間において、2か月連続して前年同月比で20%以上減少していること

**申請方法：**申請書に添付書類を添えて、簡易書留など郵送物の追跡が出来る方法で「郵送」してください。  
 ※感染拡大を防止するため、持参による申請はできません。

**受付期間：**令和3年6月1日（火）～令和3年9月30日（木）

**<URL>**  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren.html>

**<お問い合わせ先>**  
 事業継続支援センター（TEL：025-248-7270）  
 ※受付時間は午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）

### 感染防止対策認証制度及び認証店舗設備導入支援事業

**●新潟県感染症対策認証制度「にいがた安心なお店応援プロジェクト」**  
 飲食店の皆様の感染防止対策を新潟県が認証し、お客様が安心してご利用いただける環境づくりを支援する制度です。

<申請の流れ>



**対象となる飲食店：**食品衛生法に基づく許可を受け、客席を有し、新潟県内で営業する飲食店  
 ※旅館、ホテル、カラオケ、インターネットカフェも対象

**受付期間：**令和3年6月11日（金）～令和3年7月31日（土）  
 ※郵送の場合は令和3年7月31日消印有効

**<お問い合わせ先>**  
 にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局  
 TEL：025-240-5330（9時15分～16時45分、土日祝日含む）  
 メール：[niigata\\_ninsho@uno.xcon.jp](mailto:niigata_ninsho@uno.xcon.jp)  
 URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ninshou.html>

### ●感染症対策認証店舗設備導入支援事業補助金

上記の新潟県感染症対策認証を受けた店舗が行った感染防止対策に係る設備整備等に係る経費について、補助金を支給します。

補助金額（上限）	補助率
<b>50万円/店舗</b>	<b>3/4</b>

**対象店舗：**食品衛生法第52条の規程による許可を受けている新潟県内の飲食店。  
 （飲食スペースのある店舗）  
 新潟県感染症対策認証の取得に必用な設備等を整備し、同認証を申請していること。  
 ※認証が認められない店舗には、補助金は支給しません。

**対象経費：**令和3年4月1日以降に支出した経費で、認証取得に必用な感染防止対策の施設改修及び設備整備等に係る経費。 ※消耗品は対象外  
 （例：HEPAフィルター付空気清浄機、非接触型検温器等）

**受付期間：**令和3年6月11日（金）～令和3年8月15日（日）

**<URL>**  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/ninsyoushien.html>

**<お問い合わせ先>**  
 新潟県感染症対策認証店舗補助金センター（TEL：025-288-6526）  
 ※受付時間は午前9時から午後5時まで（土日祝日は除く）